

令和6年度笠間市
予算特別委員会記録 第1号（設置委員会）

令和6年2月29日（木曜日） 午後2時28分開会

会議室1・2

本日の会議に付した案件

- 1) 委員長の互選について
- 2) 副委員長の互選について
- 3) その他

出席委員

委員長	田村泰之君
副委員長	鈴木宏治君
委員	長谷川愛子君
〃	坂本奈央子君
〃	内桶克之君
〃	田村幸子君
〃	石井栄君
〃	畑岡洋二君
〃	石松俊雄君

欠席委員

なし

出席議会事務局職員

議会事務局長	西山浩太
議会事務局次長	堀内恵美子
次長補佐	鶴田貴子

午後2時28分開会

○西山議会議務局長 本会議に引き続きまして、大変御苦労さまでございます。

先ほどの本会議の中で、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定に基づき、予算特別委員会が設置され、9名の方が選出されましたので、これから予算特別委員会委員長の互選をお願いしたいと思います。

委員長の互選については、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の委員が臨時委員長の職務を行うことになっております。

今回の委員の中で石井 栄委員が年長委員になりますので、臨時委員長の職務をお願いいたします。

〔臨時委員長 石井 栄君着席〕

○石井臨時委員長 委員会条例に基づきまして、臨時の委員長を務めさせていただきます。委員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は9名全員であります。

定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

本日の委員会には、事務局より局長、次長、次長補佐が出席をしております。会議の記録は、書記の次長補佐をお願いをいたします。

委員長の互選

○石井臨時委員長 それでは、委員長の互選を行います。

委員長の互選については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

これまでの例では、互選の方法は、会議規則第126条第4項の規定により、休憩を挟み、指名推選の方法で決めておりましたけれども、いかがいたしましょうか。

石松委員。

○石松俊雄委員 時間の節約をしたいので、私は田村泰之委員を推薦したいので、指名推選にしてください。

○石井臨時委員長 それでは今、指名推選という御意見がございましたけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石井臨時委員長 では、御異議なしということであります。

ただいま指名推選ということで了承を受けまして、田村泰之委員の名前が出ております。これに御異議ありますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石井臨時委員長 御異議なしということでありますので、予算特別委員会委員長に田村

泰之委員を指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石井臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、田村泰之委員が予算特別委員会委員長に決定いたしました。

ここで委員長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

〔臨時委員長 石井 栄君退席、委員長 田村泰之委員君着席〕

○田村委員長 ただいま予算特別委員会委員長に御指名いただき、誠にありがとうございます。円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、委員各位の御協力をよろしくお願い申し上げます。

副委員長の互選

○田村委員長 それでは、副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

副委員長は、会議規則第126条第4項の規定により、私から指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認め、予算特別委員会副委員長に鈴木宏治委員を指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認めます。よって、鈴木宏治委員が予算特別委員会副委員長に決定いたしました。

その他

○田村委員長 次に、その他に入ります。

審査における質疑の方法ですが、これまで同様、質疑の方法は一問一答方式とし、複数の質疑をする場合には1問ずつ完結してから次の質疑に入ること、質疑は原則1問につき3回までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田村委員長 それでは、質問方法はそのようにいたします。

そのほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村委員長 なければ、3月6日、7日、8日の3日間、大変でもよろしく願いいたします。場所は全員協議会室において午前10時から開会いたしますので、時間厳守の上、

御参集願います。

○田村委員長 本日はこれもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。

午後 2 時 3 4 分散会